平成 28 年 4 月 1 日 (公社)日本小児科学会 (一社)日本神経学会 (一社)日本人類遺伝学会 (一社)日本衛生検査所協会

			(一社)日本人類遺伝学会 (一社)日本衛生検:	全 門協会
分妥 検がて精理切れがななりにでこりを かき はいと しいき 適さる	検査実施 施設につ いて	(A)保険医療機関に求められる要件 (B)衛生検査所に求められる要件	①かつ② ①判定を行う責任者として ・難病指定医または小児慢性特定疾病指定医であり、指定難病及び小児慢性特定疾病のうち単一遺伝子疾患の検査を当該医療機関で過去5年に10件以上実施した者②当該保険医療機関内の臨床検査部門等常勤の臨床検査技師が配置されている部門と①に定める責任者が適切な連携の下で検査を実施できる体制であること。 ただし、業務の一部について、(A)または(B)を満たす施設にのみ委託してもよい。 ・「遺伝子関連検査の質保証に関する要件」に準ずる(日本衛生検査所協会遺伝子関連検査受託倫理審査委員会)	
	検査の質 保証につ いて	検査導入時に求められる検証項目	・解析方法毎に盲検化サンプルの解析を1年に1回施すること。解析システムの一部を変更した場合等にはその都度実施すること。(詳細1)	(詳細1)希少遺 伝性疾患の分 子遺伝学的検 査を実施する際 のベストプラクティス・ガイドライ ン(p7~)を参照
		検査実施時 の精度管理 に 求められる 要件	・自施設において様式1に規定する項目を含む標準検査手順書(SOP)を作定していること。(様式1) ・検査を依頼する医療機関は、検査を実施する施設に当該検査の結果報告予定日を確認し、診療録に記載すること	(様式1)すでに 各種遺伝学的 検査を受託して いる衛生検査所 作成の SOP を 改変
		検体の品質 管理・保証 に求められ る要件	・当該検査に合わせた検体を適正な保存条件を守り、保管すること。(詳細2) ・検査の実施、検査結果の取得等に関する同意の取得については、「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」を参照すること。(衛生検査所を除く) ・当該検査の質保証と検査の対象となっている疾患の研究の促進のため、難治性疾患克服研究事業等の主任兼研究者と連携を図ること。(衛生検査所を除く)	(詳細2) 遺伝子関連検 査検体品質管 理マニュアル (p20~)から抜 粋
	検査従 事者の 水準・ 資格 につい て	実務担当者に求められる要件	 ・医師または ・臨床検査技師または ・(A) - ①の要件を満たす者のもとで3年以上の経験のある者 	